

令和 3 年度第 1 5 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 3 年 1 月 8 日

担当部・課：復興政策部震災伝承推進室〔内線 4 2 5 4〕

① 件 名	石巻市震災遺構の指定管理者の指定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 東日本大震災をめぐる事象と教訓を後世に伝え継ぐことによって、今後の災害において一人でも多くの人が自分自身と大切な人の命を守る行動に資するための施設として、石巻市震災遺構門脇小学校及び石巻市震災遺構大川小学校を設置した。</p> <p>【目的】 本施設の管理運営について、民間事業者の有する能力を活用することにより、より効果的で効率的な運営を図るため、指定管理者制度を導入し、令和 4 年 4 月 1 日からの指定管理者を指定するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） 石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 1 7 年条例第 3 2 1 号） 石巻市震災遺構門脇小学校条例（令和 3 年条例第 2 5 号） 石巻市震災遺構大川小学校条例（令和 2 年条例第 6 6 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 1 章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち 第 6 節 未来につなぐ震災伝承の推進 1 震災伝承を推進する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>令和 3 年 7 月 石巻市震災遺構大川小学校供用開始（直営） 令和 3 年 9 月 指定管理者の公募及び申請受付 1 0 月 現地見学会 石巻市震災遺構指定管理者選定委員会の設置及び開催（全 2 回） 候補者の選定</p>
⑤ 主な内容	<p>1 施設概要</p> <p>(1) 施設名：石巻市震災遺構門脇小学校 所在地：石巻市門脇町四丁目 3 番 1 5 号 開設年月日：令和 4 年 4 月予定 敷地面積：1 2, 7 2 8. 4 1 m² 施設機能：観察棟、E V 棟、特別教室棟、体育館、駐車場 ※本校舎及び収蔵庫の内部については管理の範囲から除外する。</p> <p>(2) 施設名：石巻市震災遺構大川小学校 所在地：石巻市釜谷字葦島 9 4 番地 開設年月日：令和 3 年 7 月 1 8 日 敷地面積：3 3, 6 2 7 m² 施設機能：遺構、広場等、管理棟、駐車場</p>

2 指定管理候補者及び選定方法

- (1) 選定候補者 グループ名称：石巻市震災遺構指定管理グループ
構成団体：一般社団法人石巻震災伝承の会
(石巻市築山一丁目9番19号)
一般社団法人石巻観光協会
(石巻市中央二丁目11番21)

- (2) 選定方法 公募型プロポーザル方式

3 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)

4 開館時間及び休館日

- (1) 開館時間 午前9時から午後5時まで

- (2) 休館日 門脇小学校：月曜日

大川小学校：水曜日

ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
に当たるときは、その翌日、また、12月29日から翌年の1月3日までとす
る。

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

より効果的で効率的な震災遺構の運営と経費の削減が図られる。

【市財政への負担】

債務負担行為 期間 令和4年度から令和8年度まで

限度額 指定管理者と締結する基本協定に基づく指定管理料

(概算) 34,000千円×5年=170,000千円(一般財源)

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

名称	運営方式
震災遺構仙台市荒浜小学校	直営
気仙沼市 東日本大震災遺構・伝承館	指定管理
名取市震災復興伝承館	指定管理
東松島市震災復興伝承館	業務委託
山元町 震災遺構中浜小学校	直営

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和3年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定及び債務負担行為の補正予算案について提案

令和4年 3月 指定管理に係る基本協定の締結

4月 指定管理に係る年度協定の締結

石巻市震災遺構門脇小学校供用開始

指定管理者による管理運営開始

⑨ その他